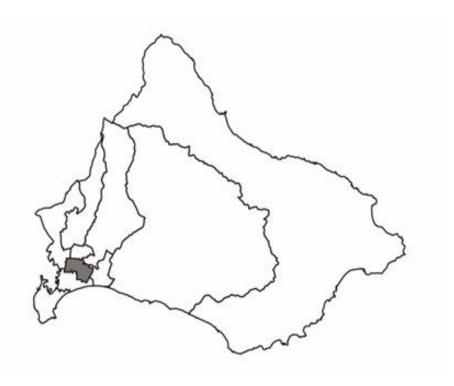
函館市地域包括支援センター ときとう (地域包括支援センター運営業務)

令和4年度(2022年度)活動評価

令和5年度(2023年度)活動計画

中央部第2圏域



一 目 次 一

1.	圏垣	城の現	状と課題	•	•	•	1
2.	重点	京活動		•	•	•	4
3.	令和]4年月	度活動評価および令和5年度活動計画				
	ア	地域	(包括支援センターの運営	•	•	•	6
		(7)	総合相談支援業務	•	•	•	6
		(1)	権利擁護業務	•	•	•	12
		(ウ)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	•	•	•	16
		(I)	地域ケア会議推進事業	•	•	•	20
	イ	生活	支援体制整備事業	•	•	•	26
		(7)	第2層生活支援コーディネーター業務	•	•	•	26
	ウ	認知]症総合支援事業				30

圏 域 の 現 状 と 課 題

1. 人口の推計と年齢構成

(人、%)

	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R4.9	割合	全市
年少人口	2,531	2,487	2,437	2,322	2,247	2,186	8.5	9.1
生産年齢人口	15,569	15,278	14,983	14,658	14,283	14,301	55.8	54.2
高齢人口	9,093	9,124	9,148	9,129	9,152	9,152	35.7	36.7
(再)65~74歳	4,409	4,409	4,399	4,399	4,357	4,303	16.8	17.3
(再)75歳以上	4,684	4,684	4,749	4,730	4,795	4,849	18.9	19.4

2. 世帯構成 (R4.9)

3. 事業対象者・要支援認定者の状況

		(世市、 /0/
	世帯数	割合	全市
高齢者単身世帯	4,041	25.9	26.3
高齢者複数世帯	1,810	11.6	13.2
その他	9,738	62.5	60.6

			(人、%)
	R3.9	R4.9	全市
認定者数	745	768	7,481
認定率	8.1	8.4	8.3
給付実績	488	506	4,690
給付率	5.3	5.5	5.2

4. 介護保険サービス事業所数 (R4.9)

(件)

	*** **
	事業所数
居宅介護支援等(※1)	12
地域密着型サービス(※2)	16

※1 居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業所の件数

※2 地域密着型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を除く)の件数

5. 地域の特徴

- ・市内の中心部の圏域であり、商業施設や観光スポットおよび教育機関、銀行や保険会社等の金融機関が多く、年少人口をはじめとした若い世代が集まりやすい圏域である。
- ・特にクリニックが多く、電車やバスの路線等、交通機関が発達しているため、市内の様々な圏域から 高齢者世代の方々が集まりやすい。
- ・飲食店の多い地域であったが、コロナ禍の影響により閉鎖した店舗も多く見受けられるようになった。
- ・マンションが多い地区および大型の道営住宅や市営住宅がある地区である。
- ・圏域内、15町・17町会。民生児童委員協議会は3方面(第7方面、第10方面、第11方面)。

医療機関(総合病院)

函館中央病院 函館五稜郭病院

・教育機関

小学校	3校	大学	1校
中学校	1校	専門学校等	5校
高等学校	5校	保育園等	9園

・医療機関(クリニック)

内科	18か所	心療内科	2か所	皮膚科	2か所
耳鼻咽喉科	1か所	小児科	2か所	泌尿器科	1か所
整形外科	2か所	産婦人科	2か所	脳神経外科	1か所
形成外科	1か所	肛門科	1か所	眼科	1か所

・金融機関

銀行等	1 (1 カ) ロト	青森銀行、北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、みちのく銀行※ 渡島信用金庫、道南うみ街信用金庫※、北海道労働金庫
郵便局	6か所	柏木町、白鳥町、時任町、人見町、本町、松陰町

※2店舗あり

○高齢者の孤立について

中央部第2圏域では、高齢化率が全市平均値よりも低い水準となっているが、近年、高齢者のみの世帯、高齢者単身世帯が増加している。そのため、独居生活で地域とのつながりが希薄化している高齢者について安否確認の相談が増加している。引き続き、独居高齢者や地域から孤立している高齢者世帯等の見守りや緊急時の迅速な対応について、支援方法等をはじめとした仕組みづくりを地域関係者と協働して行っていく必要性がある。





6. 町会や地域の状況および活動状況

- ・町会役員や民生児童委員の担い手不足や関係者の高齢化により、開催準備等が困難となり既存の町会行事をやめてしまった町会もある。
- ・個人で展開している地域のインフォーマルな集まりの場所が、主催者の高齢化や後継者不在により閉鎖 したり活動を休止しているところがある。
- ・コロナ禍で町会行事が中止や延期となる中、感染症対策を充実させサロンの開催を継続させている等、 介護予防についての意識が高い活動団体もある。今後、コロナの状況にもよるが既存の介護予防活動を 徐々に再開したいと考えている団体が増えている。
- ・コロナ禍ではあるが、感染予防対策等を工夫し、徐々に地域包括支援センター(以下、「センター」という。)との相互連携を再開してくれる教育機関が増えてきている。
- ・少子高齢化の状況により、各教育機関の学科によって生徒数の定員割れの状態となっており、益々、地域における若い世代の減少が浮き彫りの状態となってきている。
- ・地域で活動しているケアマネジャー(以下、「ケアマネ」という。)の多くは、地域関係者と連携したい考えを持っている。地域ケア会議等の開催を通じて、ケアマネによっては徐々に地域関係者との連携を強化してきたが、関係性を構築できず連携が進んでいないケアマネもいる。
- ・令和4年度よりスタートした自立相談支援機関の広報を通じて、センター職員が予測していたよりも若い世代で支援を必要としている相談者が多く、若い世代の経済困窮の悩みを抱える世帯も多い。

7. 日常生活圏域レベルの地域課題の整理に基づく地域課題

優先順位	地域の問題	問題が生じている要因	地域課題
1	地域の高齢者の心身機能が低下している。	 ・コロナ禍による地域活動の停滞(町会活動・自主活動の休止)。 ・個人の外出自粛(コロナに過度の不安)。 ・介護予防の意識が低い。 ・認知症予防について正しく理解されていない。 ・家族や知人との交流が少なくなっている。 	・地域の高齢者が個々の状 況に合わせた介護予防に 取り組むことができる (サロン・出前講座・地域 活動)。 ・地域の高齢者が認知症の 正しい知識を身につけて 認知症予防に取り組むこ とができる。
2		・地域で孤立している。 ・相談先を知らない。 ・相談のタイミングがわからない。 ・親の変化に気づかない。 ・子自身の支援が必要(精神疾患や障がい 等)。	・地域の幅広い世代の住民 がセンターの役割を知る ことができる。
3	独居高齢者が、今後の生活に不安を抱えている。	・身寄りがいない、または家族と疎遠。 ・経済的に課題がある(お金がない)。 ・困り事を相談できる人がいない。 ・相談窓口を知らない。 ・物価の上昇。 ・社会情勢に過度に不安がある。 ・心身の状態に気づいてくれる人がいない。	・独居高齢者が困った時に センターに相談できる。 ・独居高齢者が、今後の生 活の不安を軽減すること ができる(認知症・身元 保証人・金銭面・その 他)。
4	福祉的な支援が必要になっ ても、まわりからの連絡が	・セキュリティやプライバシー重視のため。・地域住民との交流が少ない。・入居者同士の交流が少ない。・入居者や管理人がセンターの役割を知らない。	・マンションの管理人や入 居者がセンターの役割を 知ることができる。

重 点 活 動

番号	地域課題	各業務での取組
1	・地域の高齢者が個々の状況に 合わせた介護予防に取り組む ことができる(サロン・出前 講座・地域活動)。 ・地域の高齢者が認知症の正し い知識を身につけて認知症予 防に取り組むことができる。	 ・サロン等の住民主体の活動の推進や継続支援。 ・自宅で行える介護予防方法の情報発信。 ・介護予防講座の実施。 ・認知症サポーター養成講座の開催や認知症予防についての情報発信。
2	・地域の幅広い世代の住民がセンターの役割を知ることができる。	・広報紙等を用いた情報の発信。 ・障がい関係の相談機関との連携推進。 ・町会、在宅福祉委員、民生児童委員との情報交換。 ・多世代交流イベントを通じてのセンターの周知。
3	・独居高齢者が困った時にセンターに相談できる。 ・独居高齢者が今後の生活の不安を軽減することができる (認知症・身元保証人・金銭面・その他)。	 ・町会、民生児童委員との連携推進。 ・見守り協定先との連携強化。 ・スーパー、ドラッグストア、金融機関へのセンターの広報周知や地域の情報共有。 ・公的相談窓口、成年後見制度など社会資源の周知。 ・見守りネットワーク事業での実態把握。
4	・マンションの管理人や入居者 がセンターの役割を知ること ができる。	・地域ケア会議の活用。 ・広報紙の配布。 ・介護保険制度や認知症サポーター養成講座等の出前講座の開催。

令和4年度活動評価および令和5年度活動計画

ア 地域包括支援センターの運営

(7) 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第1号

【目 的】地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

			令和 4	年度 活動	力評価
事業内容	実績(実施回	数,内容,実施	方法等)		活動目標に対する評価
	○利用者基本情報作成状況				【活動目標】
			(件、人		①地域の支援者からの相談件数を増やすこ
		R2年度 R3年度		R4年度	とができる。
	目標数値	959 907		838	【評 価】
	予防給付	181 209		149	相談者の続柄内訳では、本人からの相談
	(再)新規	65 97 67 73		41 81	が一番多く、令和3年度と比べ増加して
	見守り (再)新規	67 73		81	いた。また、近隣住民からの相談は増加していたものの、町会・在宅福祉委員、
	作成数 その他	524 601		630	民生児童委員等の地域の支援者からの村
	(再)新規	397 462		421	談はやや減少していたため、目標は一部
	合 計(A)	772 883		860	達成できた。
	(再)新規	529 632		543	令和4年度では、マンション住民や一部
	高齢者人口(B)	9,129 9,152		9,139	の地区では広報紙の全戸配布を行ったが
	実態把握率(A/B)	9 10	7	9	め、本人や知人・近隣住民からの相談が
		!		!	増加したのではないかと考えられる。
	○総合相談対応件数				町会・在宅福祉委員、民生児童委員に対
				(件)	し、出前講座の開催や民生児童委員協調
		R2年度 R3年度		R4年度	会へ参加し、センターの広報活動や心質
	実件数	617 727		780	な高齢者について等情報共有を行うこと
	延件数	1,603 1,689	9 1,474	1,965	ができた。
	(10 = 4 T/ 45 + = 0 /7-1)				次年度も住民や地域の支援者が困りごと
	○相談形態内訳(延)			(/#\)	について気軽に相談できるよう関係強化
		R2年度 R3年度	E R4.12	(件) R4年度	をはかっていきたい。
	電話相談	717 790		797	
総合相談	来所相談	64 87	_	119	
	訪問相談	811 758		923	
	その他	11 54	95	127	
		<u>'</u>			
	○対象者の年齢内訳(実)				
				(件)	
	05 15 111	R2年度 R3年度		R4年度	
	65歳以上	592 692	_	749	
	65歳未満	17 35	23	30	
	■ ○相談者の続柄内訳(延・	重複なり)			
		主版的7)		(件)	
		R2年度 R3年月	隻 R4.12		
	本人	575 533	578	728	
	家族親族	522 636	513	710	
	民生児童委員	64 78	3 46	67	
	町会・在宅福祉委員	22 24	11	17	
	知人・近隣住民	26 23		36	
	ケアマネ	232 258		258	
	介護保険事業所職員	52 41		49	
	医療機関職員	131 138		160	
	行政機関職員	79 66		68	
	警察・消防署職員			15	
	民間企業	20 20	_	5	
	その他	20 38	17	21	

令和 5 年度 活動計画					
活動目標	計画	評価指標			
①住民(多世代)や地域 の支援者が困った際に 相談できる。	①-1地域の支援者との情報共有や住民への連携について ・地域の支援者(町会関係者、在宅福祉委員、民生児童委員)と懇談会や 意見交換を実施する。 ・地域の支援者や住民に向けて、出前講座を開催する。 ・新任の地域の支援者へ、センターの役割や連携方法について説明する。 ・相談いただいたケースについて報告や情報共有を継続的に行い、関係強 化に努める。 ・地域ケア会議への参加を呼びかける。 ・民生児童委員協議会や町会行事へ積極的に参加する。	①-1 ・相談続柄の内訳 ・ネットワーク構築回数 ・ネットワーク構築活動 内容 ・地域ケア会議実施報告 ・相談件数やの内容 ・相談門催の内容 ・アンケートスなど検討 ・アンケースなで行っけて対解決での振り返り			
	①-2広報活動の充実 ○ICTの活用をすすめる。 ・QRコードを活用し広報紙や活動情報を閲覧できるようにする。 ・教育機関での認知症サポーター養成講座や地域ケア会議の場で、学生がアクセスできるようにサイトを紹介する。 ・センターを周知するポスターを作成し、QRコードでアクセスできるようにし教育機関への配布を働きかける。 ・広報紙やホームページを活用し、自立相談支援機関の活動紹介や相談窓口であることを周知する。 ・広報紙、リーフレットなどタイムリーに配布を行い、次年度に活かせるよう、配布先や時期、内容など効果的に配布できたか検討を行う。 ○広報の伝え方を分かりやすく工夫する。 ・町会の会報等でセンターの役割等に関する記事を紹介してもらう。 ・町会館への掲示が効果的なポスターや、センターからの案内などの掲示協力を依頼する。 ・見守りネットワーク事業や訪問時に広報紙やリーフレットを活用する。・センターでの相談業務を、町会館などを借りて「ちょこっと包括ときとう(仮)」で実施できるよう町会へ協力を依頼し、可能な町会で1つでも取り組む。 ・集いの場を活用してセンター活動の内容などタイムリーな広報を行う。	①-2・広報紙の容・リロ数・広報紙フレット・リの数・リの数・リの場合・リのにムックのにより・・リースを・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

(7) 総合相談支援業務

	令和4年度 活動評価				
事業内容	実績(実施回数,内容,実施方法等)		活動目標に対する評価		
総合相談	実績(実施回数、内容、実施方法等	(件) 2 R4年度 3 728 3 710 6 67 17 36 6 258 6 49 6 160 6 8 7 15 7 21 (件) 2 R4年度 6 1,326	(②) 住民の日本の大きな大の大きな大の大きな大の大きな大の大きな大の大きな大の大きな大の大きな		

	令和5年度 活動計画	
活動目標	計画	評価指標
②マンションの住民や関係者が困った際にセンターへ相談することができる。	 ②マンション住民や関係者との関係構築をはかる ・マンション関係者(管理人や管理組合等)へアウトリーチを行い、入居者についての困りごと等について聞き取りする。 ・高層マンションへ広報紙等の配布を行い、センターの機能について広報する。 ・関係性が構築できているマンションとの地域ケア会議を開催する。 ・連携が不十分なマンションへのアウトリーチにて、意見交換や地域ケア会議、出前講座等の開催を提案する。 	② ・ネットワーク構築回数 ・ネットワーク構築活動 内容 ・地域ケア会議実施報告 内容 ・広報啓発活動内容
③センター職員が様々な 相談に対応できる。	③総合相談の多様性に対応できるセンター職員の資質向上 ・相談件数の増えたフレイル、認知症の相談に対応できるための研修を受講または開催する。 ・セルフマネジメント支援のための研修を行い、職員が支援に必要な介護予防の知識や活用について実践できるようにする。 ・セルフマネジメント支援のためのアンケートを実施し、活用ができるために必要な研修を開催する。 ・相談内容をセンター内で共有し、つなぐための社会資源等の情報が職員間で共有できるように、資料の整理や伝達を行う。 ・困難ケースなど、事例検討や地域ケア会議の手段を用いてセンター内外で検討を行い、適切に対応ができるように知見を重ねていく。	③ ・相談件数や相談内容 ・研修開催の内容 ・アンケート結果 ・困難ケースなど検討し 解決に向けて行った支援内容の振り返り

(7) 総合相談支援業務

	令和4年度 活動評	
事業内容	実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価
事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

	令和5年度 活動計画	
活動目標	計画	評価指標

(イ) 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第2号

【目 的】高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

±**+			令利	和4年度 >	活動評価
事業内容	実績(実施	回数,内容,	実施方法	等)	活動目標に対する評価
	○権利擁護相談対応状況				【活動目標】
					①地域住民や町会関係者が権利侵害が疑わ
	・対応件数	T = - / T		(件、回)	れる高齢者を発見した場合にセンター等
	/ - *L / (;)	R3年度	R4.12	R4年度	に相談できる。
	ケース数(実)	22	20	26	
	(再)医療と連携あり対応回数(延)	12 212	12	16	地域住民や町会関係者からの相談が入っ たケースがあり、権利擁護支援が必要な
	对心凹数 (進)	212] 高齢者を発見した際は、センターへ相談
					することができていた。住民や町会関係
	・対応事案内訳(実・	・重複あり)		(件)	者からの相談は減少していたが、権利擁
		R3年度	R4.12	R4年度	護相談件数は増加しており、目標は一部
	高齢者虐待	2	3	4	達成できた。
	高齢者虐待疑い	8	6	7	コロナ感染拡大防止のため、出前講座開
	セルフネグレクト	0	0	0	催やリーフレットの配布する機会が減少
	成年後見等	3	1	2	したが、できる範囲の活動を行うことが
	消費者被害	0	0	0	できた。特に最近は、詐欺や消費者被害
	困難事例 その他	17	9	12	が多いため、注意喚起やリーフレットを 配布し、意識してもらうよう働きかける
	その他	U	U	U	」 ■ 配仰し、息職してもりりより働きかける ■ ことができた。
					次年度は、近隣住民や町会関係者等の地
	・相談者・通報者内訳			(件)	域の支援者が、権利侵害を受けている高
権利擁護(高齢者	IARCH ZEIKHI JAK	R3年度	R4.12	R4年度	齢者を発見した際に、相談できるような
虐待・困難事例等	ケアマネ	13	11	15	関係構築をはかっていく必要がある。
への対応・成年後	介護保険事業所	1	0	0	†
見制度の利用促	住民	2	0	0	【活動目標】
	民生児童委員	3	1	1	②医療機関(クリニック等)が権利擁護支
進・消費者被害の	本人	5	1	0	援が必要と思われる高齢者を発見した際
防止に関する対	親族	6	2	4 2	に相談できる。 【評 価】
応・医療機関との	行政 警察	3	0	0	┃ ┃【評 価】 ┃ 医療機関から直接の通報は2件と相談件
連携・その他・関	医療機関	1	2	2	数は昨年度と変わらなかった。しかし、
係機関との連携・	不明匿名	0	0	0	医療機関と連携し対応していくケースが
スキルアップ)	その他	2	1	2	約半数を占めているため、目標は一部達
	合計	39	20	26	成することができた。
		•		•	クリニックへの働きかけとして、広報紙
	○権利擁護に関する研修:	会等の開催			の配布や高齢者の相談窓口であることを
	l —			、件、人)	説明し、相談につながったケースもあっ
		R3年度	R4.12	R4年度	た。また、相談につながったケースは、
	開催回数 参加機関(実)	4	10	10	随時情報共有や報告を行うことで、クリニック側にも、安心してもらえるよう対
	参加人数(延)	8	18	18	- ググ側にも、女心してもりんるよう対 - 応を心掛けた。
	≥ 7/1 / (X= /		10	10	」
	○権利擁護にかかる広報	・啓発回数			されているのが現状である。
				(件)	そのため、連携が少ないクリニックへの
		R3年度	R4.12	R4年度	広報活動の継続や権利侵害が疑われる高
	高齢者虐待	12	3	3	齢者を発見した際に相談しやすい関係構
	成年後見	12	1	1	築を行っていく必要がある。
	消費者被害	11	4	4	<u> </u>

 活動目標	計画	評価指標		
①地域の支援者(在宅福 祉委員、近隣住民等) が課題を抱えた高齢者 を発見した際にセンタ 一等に相談できる。	①地域住民や町会関係者、民生児童委員等とのネットワーク構築の形成 ・広報紙やリーフレット等を配布し、町会や民生児童委員、在宅福祉委員等 の関係者に権利擁護の基礎的な知識や概要について周知を行う。 ・出前講座を行い権利擁護に関する基礎知識等の普及・啓発活動を行う。 ・民生児童委員協議会への積極的な参加によりお互いに相談しやすい関係を 維持・構築する。 ・町会行事等へ積極的に参加し、気になる高齢者等の聞き取りを行う。	① ・対応件数 ・対応事案内訳 ・相談者・通報者内訳 ・広報紙の配布先 ・出前講座の開催		
②圏域内の医療機関(クリニック等)が権利侵害が疑われる高齢者を発見した際にセンターに相談できる。	②医療機関(クリニック等)との連携 ・通院患者の異変や変化に気づき早期に相談することができるよう、センター業務や権利擁護について関連するリーフレットを配布する。 ・相談内容に応じて「函館市医療・介護連携支援センター」との意見交換を行い連携を図る。 ・地域ケア会議や事例検討会などの開催時には医療機関に参加を呼びかけ、権利擁護に関する広報活動を行っていく。 ・精神疾患や8050問題を背景としたケースもあるため、多職種や関連機関との連携を強化し、相互に相談できる関係性の構築に努める。	② ・リーフレットの配布 ・対応件数(医療機関と の連携数) ・連携内容 ・医療機関との連携方法		

(イ) 権利擁護業務

声 类	令和4年度 活動評価			
事業内容	実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価		
権虐へ見進防応連係ス制権・対象ができるという。事成用被る関他連プリーを関係をして、対象を関係をして、対象を関のでは、対象を関という。を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	○外部研修の参加 ・脳の健康教室オンラインセミナー ・地域包括・在宅介護支援センターリーダー職員研修会 ・認知症地療・介護連携多職種研修会 ・地域包括・支援推進所修 ・西館北市医療支援・職員研修 ・成な後見刺期集中支援・一ム員研修 ・法テラバンメイト養成研修 ・法キラがい・ASDの方への相う ・発達障が制度の基本で養成研修 ・光達障が制度の基本で考していて ・高端者信打を選をしていて ・高地域包括支援センター、職員負責した研修 ・法テラガ応研ターとの懇談会 ・・地域色活力を受していますか ・・地域色活力と見せるとして ・高が登ります。 ・・セングケアラーを知っていますか ・の研修会の開催 ・圏域内の居宅介護支援事業所への権利擁護研修会の実施 ・センター内研修・事例検討 ・「高齢者の虐待対応のポイント」	【活動目標】 ③権利擁護支援が必まう。保険できる。保険できる。保険できる。所機関の向して、スもの事態を関係がある。とのである。というであり、では、大下であり、では、大下であり、では、大下であり、では、大下であり、では、大下であり、では、大下であり、では、大下であり、では、大下であり、では、大下であり、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは		

	令和5年度 活動計画	
 活動目標	計画	評価指標
③居宅介護支援事業所や 介護保険事業所が権利 擁護支援が必要な高齢 者を発見した際、セン ターに相談することが できる。	 ③介護保険事業所、居宅介護支援事業所とのネットワーク構築 ・圏域内の介護保険事業所を対象に権利擁護研修を開催し、権利擁護に関する知識を深めていく。 ・センターとケアマネが顔を合わせ意見交換等ができ、相談しやすい関係を構築する。 ・研修では、権利侵害を受けている高齢者の発見のポイントや事例等を用いることで、早期発見につながるように工夫する。 ・高齢者に関わる支援者に対し、パンフレットの配布や出前講座を開催する。 ・ケアマネや地域の支援者等がセンターに来所した際に、意識的に挨拶を行うことで相談しやすい雰囲気や関係の構築に努める。 	③ ・研修の開催回数、広報 啓発回数 ・研修後のアンケート結 果について ・相談者・通報者内訳
0	 ④センター職員の対応力向上 ・センター内研修にて権利擁護に関する研修を行う。 ・外部の研修に参加し、権利擁護に関する知識の向上や他機関の様々な職種の方と顔の見える関係構築をはかる。 ・権利擁護ケース対応について、センター内での支援経過の共有や事例検討を行う。 	④・研修等の参加回数・センター内研修の開催内容・権利擁護支援に関する経過について・事例検討会開催内容

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目 的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

	令和5年度 活動計画				
活動目標	計画	評価指標			
①ケアマネがケースの対 応に困ったとき、ケールが向上す をに相談ントカが向上す る。	 ①ケアマネを支援するための取り組み ・地域ケア会議、事例検討会、カンファレンス等、ケアマネが参加しやすい環境を作り、他機関と連携を深められるようにする。 ・居宅介護支援事業所に対し訪問やアンケート、電話等での関き取りを行いケアマネが不安に思っていることや、事業所内での相談体制等を問き取る。 ・居宅介護支援事業所の事例検討会や研修会等にセンターが参加して意見交換を行い、顔の見える関係性を構築する。 ・方に大けして、必要時にはケアマネジメントができるようサポートする。 ・支援終結後、ケアマネに振り返りの聞き取りやアンケートによるモニタリングを行い、ケアマネシメントにどのように役立ったかを把握する。 ・地域住民、民生児童委員、町会役員等とケアマネがつながるための情報提供やサポートを行う。 ・地域住民、関係機関から、今ある社会資源や今後必要と思われる社会資源の間き取り等、情報収集を行う。 ・園域内の民生児童委員とセンターとの連携を強化し、ケアマネへスムーズにつなげられる体制を作る。 ・ケアマネや本人、家族からの相談や支援内容を「ケアマネ相談票」に記入して集計する。 ・ケアマネが所属する事業所、施設に向け「ときとう通信」を随時発行し社会資源や研修会の情報等の周知を図る。 	 ・相談件数 ・支援接のかかり ・支援援助の方が ・支援援助の方が ・支援援助のの ・支援のから ・支援ののの ・支援ののの ・支援のの ・支援の ・支援の			

事業内容	令和 4 年度 活動評价	西
争未的台	実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価
包括的・継続からを開発を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	○合同ケアマネジメント研修	【語動目で表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表

令和5年度 活動計画				
活動目標	計画	評価指標		
①ケアマネが対象者および家族の背景因子に注目し、個々の利用者に寄り添った対人援助を行うことができる。	①ケアマネジメント研修 〈合同ケアマネジメント研修 2回〉 テーマ「信頼関係を構築できる面接方法を学ぶ」 開催時期:9月から10月の中の2日間 研修形態:講義・演習(会場参加型) 講師 :未定 内容 :①面接の基本姿勢・心構えを学ぶ ②インテークの重要性 ③利用者、家族の本当の想いを引き出す為の面接技法	①② ・研修内容への理解度 (アンケートによる) ・参加事業所数・率 ・ケアマネ参加者数 ・多職種の参加 ・社会資源の情報提供数 (つながったケース)		
②ケアマネが社会資源をケアマネジメントに活かすことができる。	②圏域内研修・事例検討会・懇談会 1回以上 内容:各地域包括支援センターが必要と考えるもの ・多職権、障がい福社関係機関、インフォーマルサービス事業所等、地域 の社会資源を把握できるよう、圏域の主任ケアマネや自立相談支援機関 と協働し事例検討会・懇談会を企画、開催する。 ・居宅介護支援事業所の訪問、アンケート、個別支援の振り返り等から、ケアマネの課題やニーズを把握する。 ・社会資源の活用、ケアマネやセンター職員のスキルアップのために、「障がい者生活支援センターばすてる」と協働し「コラボ研修」として 事例検討会、研修会を開催する。 ・ケアマネが所属する事業所、施設に向け「ときとう通信」を随時発行し 社会資源や研修会の情報等の周知を図る。			

(エ) 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法第115条の48

【目 的】地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

		令和 4	年度 活動評	平価 【
宝績 (宝施同業	ケ 内窓 宝		122 76-231	
	, , .	(NE/) (A ()		
・開催回数 R2年度 目標回数 6 開催回数 8 達成率 133 ・個別課題(重複あり) 日常生活に関して サービス利用に関して 支援者との関係 認知症・精神疾患 ・検討内容(重複あり) 地域での見守り体制 サービス等利用調整 家族への支援 地域のネットワーク 地域住民への周知 関係機関での見守り、3	大況 R3年度 6 6 6 100 4 経済域康 3 健康族の 6 関係機関スプラー・ は康の他では、 できた。 できた。 は、 は、 できた。 は、 できた。 は、 できた。 は、 できた。	R4.12 6 6 100 の課題 の関係 理 課題 のネットワー ・制度の拡充 くり 理	(回、%) R4年度 6 9 150 (件) 2 6 6 6 6 6	活動目標に対する評価 【活動目標】 ①高齢 対する事の (表) (表
・参加者・参加機関 <インフォーマル> 町会役員 民生児童委員 近隣住民 不動産会社・美容室 <フォーマル> ケアマネ 介護保険事業所 医療機関				精神疾患による問題を抱える世帯が近隣
	・開催回数 R2年度 日標回数	・開催回数 R2年度 R3年度 目標回数 6 6 月曜回数 8 7 133 100 100 100 100 100 100 100 100 100	実績 (実施回数, 内容, 実施方法等) ○個別地域ケア会議の開催状況 ・開催回数	 ○個別地域ケア会議の開催状況 ・開催回数 (回、%) 目標回数 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6

	令和5年度 活動計画	
活動目標	計画	評価指標
(1個別地域ケア会議を行 うことで、地域とつなが ることができる。	①個別地域ケア会議の開催開催予定回数 6回・医療機関、行政、金融機関、コンピニ・スーパーや薬局等、地域の社会資源へ広報紙や出前講座等で、地域ケア会議の機能や効果についての周知を図り、参加の声かけを行う。 ・ケアマネ、介護関係機関、障がい福祉関係機関等へ事例検討会、研修会等を通じて地域ケア会議の機能や効果について周知を図り、センターへの早期相談につなげるようにする。 ・個別地域ケア会議に対する希望や意見の関き取りを行い、効果的な会議開催の参考にする。 ・センター内で情報共有、事例検討を行い目標設定を明確にし、問題解決に向けてセンター職員のスキルアップを図る。 ・民生児童委員、町会役員を中心とした地域住民やケアマネが、会議開催への相談や参加がしやすいように工夫する。	(1) ・開催数された。 中国 は は は は は は は は は は は は は は は は は は

(エ) 地域ケア会議推進事業

			佘和 	年度 活動	評価
事業内容	実績(実施回	数,内容,実			活動目標に対する評価
事業内容	 ・開催回数 ・開催回数 目標数値 開催回数 達成率 (1)柏木町会館 令和4 テーマ 認知症に関連 内容 認知症の方について 参加機関 町会役員、 薬局 (2)時任町会館 令和5 テーマ 時任町において 内容 ごとのでき 	世代を含動に (民生児童委員、 (日本の) (日本の) (日本の	R4.12 3 2 67 祉の課題 活できる地 、函館看護 を考える 住民が一緒	(回、%) R4年度 3 3 100 B域 専門学校	

	令和5年度 活動計画	
 活動目標	計画	評価指標
①地域のニーズに合った 集いの場や助け合い活 動ができる。	①集いの場や助け合い活動の創出 ・地域ケア推進会議にて、地域課題、ニーズについて意見交換をする。 ・集いの場創出に向けた関係機関との連携をはかる。 ・ボランティア等の社会資源の情報収集を行う。 ・意見交換の場を調整する。 ・「あったかマルシェ」を継続する。	① ・開催数と計画達成率 ・地域ケア推進会議に参加した機関数 ・地域ケア推進会議での意見 ・共有された地域課題
②町会と地域住民が協働 して開催する地域行事 を地域主体で継続して いくことができる。	②時任町会を主体とした地域ケア推進会議の開催 ・「時任町マルシェ(仮)」開催にあたり、地域住民と共に具体的な活動について話し合う。 ・活動終了後に地域住民と共に活動について振り返りを行う。 ・時任町内の既存の社会資源(商店やその他民間企業等)との連携方法について話し合う。 ・将来的に地域が主体となり継続していくことができるよう、学識経験者等からコンサルテーションを受ける。	② ・開催回数と計画達成率 ・地域ケア推進会議に参加した住民数 ・地域ケア推進会議での意見 ・共有された意見集約

(エ) 地域ケア会議推進事業

* **	令和4年度 活動評価				
事業内容	実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価			
	実績(実施回数、内容、実施方法等) ○地域ケア推進会議の開催状況 (3)圏域内マンション組織 令和4年9月21日 - デーマ マンション内での高齢者の孤立 内 容 問題が複雑化する前に把握するための取り組みについての検討 参加機関 マンション住民、町会役員マンション組合理事等	活動目標に対する部間標別の調理を表する。 「語動目標別のでは、 「活動目標別のでは、 「語域内にないは、 「はいいでは、 「はいいではいいでは、 「はいいではいいでは、 「はいいではいいではいいでは、 「はいいではいいではいいではいいでは、 「はいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいい			

	令和5年度 活動計画	
活動目標	計画	評価指標
③圏域内にあるマンションに居住する高齢者がマンション特有の課題に気が付くことができる。	③圏域内のマンション住民との地域ケア推進会議の開催・町会や民生児童委員の活動状況とマンション住民とのつながりについて把握する。・マンション住民の意識、生活する上での困り事等を把握する。・広報紙やリーフレットを活用して、圏域内マンションに対してセンターの広報や周知を行う。	③ ・開催数と計画達成率 ・センターの機能を知った経緯 ・地域ケア推進会議での意見 ・共有された課題

イ 生活支援体制整備事業

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第5号

【目 的】地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を行う。

令和4年度 活動評価	<u> </u>
事業内容 実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価
①サロン等の住民主体の活動の推進、継続支援	活動目標に対する評価 【活動目標】 ①町はおいかできない。 【評・さいのとてとなって、、体の考町してでののとない。 「できるでのとない。一プに対してのとない。一分に関して、ののとない。一分には、大方のではできない。一分には、大方のではできない。一分には、大方のではできない。一分には、大方のではできない。一分には、大方のではできない。一分には、大方のではできない。一分には、大方のではできない。一分には、大方のできない。一分には、大方のできない。一分には、大変では、大方のできない。一分には、大変では、大方のできない。一分には、大変では、大方のできない。一分には、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変で

	令和5年度 活動計画	
 活動目標	計画	評価指標
①町会や自主活動グループ等の会員が活動する上での課題を知り、活動継続に向けて取り組める。	 ①-1町会や自主活動グループ等の意向を確認し、活動継続へ支援を行う。 ・サロンの課題について会員へアンケートを実施し、会員とともに課題を考える機会を設ける。(1)健康チェック(2)体力測定(3)意識調査によりサロングループの違いを比較しサロン活動に与える影響を考える。 ・引き続き、サロン会員へ社会資源を紹介し活用を支援する。 ・町会役員や会員との懇談を行い、活動継続の課題を考える。 ・町会館へ出向いた活動「ちょこっと包括ときとう(仮)」を企画し、町会の協力を得て関係者と課題を共有する。 	①-1・サロン参加者へのアンケート結果・サロンにつないだ新たな社会資源や会員の感想・町会館で行った事業の振り返り

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

丰 ** 七 中	令和4年度 活動評価				
事業内容	実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価			
社会資源の活動の活用の推	○高齢者の見守りの重要性や相談窓口の周知 ・出前講座の開催:令和4年度 12件 ・老人クラブの代表と懇談を実施 地域住民の高齢化、独居高齢者の増加について話し合い、住民同士の見守りなど支え合うまちづくりの大切さを確認して いる。その話し合いを踏まえ出前講座を実施した。 ・サロンの会員と、集いの場に立ち寄るウォーキングを実施。 見学や懇談を行い、役割の周知をはかった。 ・「あったかマルシェ」開催:2回 参加者:地域住民、障がい福祉サービス事業所、介護保険 事業所職員および利用者 計66名 フードバンク道南協議会への食料奇付、子供服の譲り合い、パルンアートや絵本等書籍の持ち帰り、圏域内障がい福祉サービス事業所の製品展示や受注等。 ・広報紙の新規配布先の拡充圏域内のマンションや民間企業、金融機関への広報紙配布も行い、マンションの管理人から高齢のマンション住民の相談を受ける事があった。 ○圏域内にある民間企業・商店など社会資源とのネットワーク構築 【地域の商店などへ広報紙やリーフレットを配布】 ・第2暦生活支援コーディネーターでつながった配布事業所数(件) 町会 3 金融機関 6 教育機関 2 民生児童委員協議会 3 業局 1 民間企業 1 在宅福祉委員会 4 サロン 6 マンション 1	【活動には至いのは、できる。 【活動には至いのができる。 【評解と、これでは、できる。 【語、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			

	令和5年度 活動計画		
活動目標	計画	評価指標	
活動目標 ②地域住民が地域課題に 気づくことができる。		評価指標 ②・来所相談件数や相談内容・第2層協議体で聞かれた住民の声ーの中内内のの反応等 ・サロンケーののの反応等	

ウ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症地域支援・ケア向上事業

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第6号

【目 的】認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、 医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

	令和4年度 活動	力評価
事業内容	実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価
認知症地域支援・	表領 (実施四数、内容、実施方法寺)	(活動目標) ①高齢者が立ち寄る関係機関が認知症の正しい知言を身にできる。 【評 価】 認知にます。一条成講座の開催は昨年をしい知識を身にできた。 年度内に、新規の関係機関ととでである。 【評 に変わに、新規の関係機関を強いられて、一般ではないができれて、一般ではないのできた。のでは、一般ではないのできれて、一般ではないのでででである。 「語知ないのでは、一般ででは、一般を表出できる。 「語知ないのは、一般では、一般では、一般を表出できるよい、「語知なない」とないが、ままして、一般では、一般を表出できた。 「は、一般では、一般では、一般を表出できる。 「は、一般に、一般に、一般に、一般を表出で、一般に、一般を表出で、一般を表出できる。 「記認ないからないのは、一般を表出できる。 「記認ないからない。」に、一般に、一般に、一般を表して、一般を表出で、一体の、一般を表出で、一般を表出で、一般を表出で、一般を表出で、、一般を表出で、一般を表出で、一般を表出で、一般を表出で、一般を表出で、一般を表出で、一般を表出で、、一般を表生で、、、一般を表生で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

	令和5年度 活動計画	
活動目標	計画	評価指標
①金融機関等の身近な機関が認知症の方の支援について知ることができる。	①認知症の支援についての周知 ・認知症サポーター養成講座を実施する。 ・広報紙等を使って、金銭管理の支援等を情報提供、周知する。 ・認知症ケアパスを配布する。 ・金融機関や郵便局などの身近な機関との意見交換を継続する。 ・認知症の方の支援についての出前講座を実施する。	① ・認知症に関する講座の 実施回数 ・リーフレット、広報紙 の配布回数 ・認知症サポーター養成 講座実施後のアンケート
②認知症の方等、誰でも 参加し交流できるよう な集いの場を継続する ことができる。	②交流のできる場の調整 ・障がい福祉事業所等やフードバンクとの連携を継続する。 ・認知症カフェを開催する。 ・「あったかマルシェ」を開催する。 ・交流のできる場について、町会等、地域の拠点へ広報する。 ・教育機関や地域の関係者との意見交換を実施する。	②・認知症カフェの参加人数、アンケートによる感想等の意見集約・「あったかマルシェ」の参加人数、アンケートによる感想等の意見集約